

介護報酬に関する基準

1 同一建物減算 (H30 改正事項)

基準

指定訪問リハビリテーション事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(「同一敷地内建物」)若しくは指定訪問リハビリテーション事業所と同一の建物に居住する利用者(指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問リハビリテーション事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

【報酬告示 別表4イ注2】

事例

✓ 事業所と同一の建物に居住する利用者について、減算を行っていない。

指導・ポイント

➤ 従前は、事業所と同一の建物内に居住する利用者にサービスを提供する場合、減算の対象となるのは、養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のみとされていたが、平成30年4月の報酬改定により、同一の建物であれば全ての建物について減算の対象とされたため、留意すること。

《参考：同一建物減算の適用関係》

		事業所と利用者が居住する住宅の位置関係	
		同一の敷地内(同一の建物内を含む)・隣接する敷地内	それ以外
同一建物に居住する利用者の数	0~19	減算(100分の90)	減算なし
	20~49		減算(100分の90)
	50~	減算(100分の85)	

※いずれも建物の種別(養護老人ホーム、一般的な集合住宅等)を問わず適用される。

2 リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)

基準

以下のいずれかに適合すること。

- (一) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置づけた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- (二) 指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。

【大臣基準告示 第 12 号 (6)】

事例

- ✓ 利用者の居宅訪問時における指導・助言等の記録がなされていない。

指導・ポイント

- リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)を算定する場合、上記(一)又は(二)のとおり指導・助言等を行い、その内容を記録に残すこと。